



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:https://www.mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

株券の発行と譲渡の時期に関する近時の最高裁判決及び「食べログ事件」の東京高裁判決をご紹介します。

◆株券発行前の株式譲渡に関する最高裁判決（最二小判令和6年4月19日）

1. 事案の概要

Y₂は、甲社（非公開・株券発行会社）の設立に当たり、その株式を引き受け、これをAに譲渡した。また、Y₁も甲社株式を引き受けた後、同株式をBに譲渡したところ、Bは更にこれをCに譲渡した。A及びCは、それぞれY₂及びY₁の甲社に対する株券発行請求権を代位行使し、甲社株式の交付を受けた後、これらをXに譲渡した。なお、甲社は、上記各株式譲渡につき、いずれも承諾している。

以上の事実関係の下、Xが自らが上記各株式の株主であることの確認等を求めて提訴したところ、原審は、Xの請求を棄却したため、Xがこれを不服として上告した。

2. 判決要旨

同条（注：会社法128条）1項は、株券の発行後にした譲渡に適用される規定であると解するのが相当であるというべきである。

したがって、株券の発行前にした株券発行会社の株式の譲渡は、譲渡当事者間においては、当該株式に係る株券の交付がないことをもってその効力が否定されることはないものと解するのが相当である。

（中略）株券発行会社の株式の譲受人は、譲渡人に対する株券交付請求権を保全する必要があるときは、（中略）、譲渡人の株券発行会社に対する株券発行請求権を代位行使することができるものと解するのが相当である。（中略）

株券発行会社が、（中略）会社法216条所定の形式を具備した文書を直接譲受人に対して交付したときは、譲渡人に対して株券交付義務を履行したことになる。したがって、上記文書につき、株券発行会社に対する関係で株主である者に交付されていないことを理由に、株券としての効力を有しないと解することはできない。

3. コメント

本判決によれば、株券発行前の株式譲渡も譲渡当事者間では有効であり、また、株券発行会社が、同社に対する関係で株主である者（本件ではY₁とY₂）以外の者に株券を交付したとしても、そのことを以て当該株券が無効とはなりません。

そうすると、譲受人は、最終的に発行された株券を手に入れることができそうですが、譲受人と会社との関係では、株式の譲渡自体が無効とされるため（会社法128条2項）、譲受人が会社に対して株主たる地位を主張できるかが問題となると考えられます。差戻審での判断が注目されます。

*

◇「食べログ事件」東京高裁判決（令和6年1月19日）

飲食店ポータルサイトの食べログについて、飲食店ごとの評点算出アルゴリズムの変更（以下「本件変更」）に関し、独占禁止法違反があるとして争われた事件について、令和6年1月19日に東京高等裁判所が判決を言い渡し、第一審の判断（東京地判令和4年6月16日）を覆しましたのでご紹介致します。

1. 事案の概要

㈱カカコムは、食べログを運営し、食べログに掲載されている飲食店の口コミ等からアルゴリズムを用いて算出した評点を食べログに表示して

いるところ、同社のアルゴリズム変更（本件変更）を行ったことにより、飲食店の評点が下落して損害を被ったとして、飲食店経営会社（原告）が㈱カカコム（被告）に対して独占禁止法違反（取引条件等の差別的取扱い及び優越的地位の濫用）による差止め及び損害賠償を請求した。

2. 東京高裁の判断

①取引条件等の差別的取扱い

独禁法2条9項6号イに該当するためには、本件変更が取引の条件または実施について不利な取扱いをしたものであり、不当に行われたものであるといえるかが問題になるところ、**本件変更は取引の実施について行われたものであって原告に不利な取扱いであるとはいえる。ところが、本件変更は一般消費者との感覚のずれを是正する目的で行われ、目的に合理性があるし、アルゴリズムの変更範囲も不合理とはいえないし、原告の運営する飲食店の評点下落があったとしても飲食店市場における競争機能に直接かつ重大な影響を及ぼすとは認め難いから不当な取扱いとまでいうことはできない。**

②優越的地位の濫用

独禁法2条9項5号ハに該当するためには、被告の取引上の地位が優越し、その地位を利用して本件変更が行われたものであって正常な商慣習に照らして不当にされたものであること及び本件変更が原告に不利益となるような取引条件設定もしくは変更又は取引実施にあたるかといえるかが問題になるところ、被告は飲食店に対して優越的地位を有し、その地位を利用して本件変更を行い、本件変更により原告に不利益となることは①と同様である。しかし、**本件変更により競争点と比較してどの程度来客者が減少したか明らかでなく、本件変更により一定の合理的目的があったことや本件変更により原告の営業・広告宣伝活動を制限するものではないことに照らせば、原告の取引主体としての自主性を抑圧する行為とまではいえず、本件変更が不当に行われたとはいえない。**

3. コメント

ポータルサイトの運営について独占禁止法違反が問題となった事例であるとともに、本件変更が不当かどうかにつき第一審と控訴審で判断が分かれた珍しい事例です。第一審で敗訴した被告は控訴審段階で代理人を追加したという話もあり、認定も詳細に及んでいますので、詳細は原文等をご確認ください。

（弁護士友成、弁護士門屋）

法務トピックス

◆代表者の住所の登記簿非公開が可能に

令和6年10月1日より、「代表取締役等住所非表示措置」により登記事項証明書等に記載する株式会社の代表者の住所を一部非公開にすることが可能になります。現在、代表取締役の住所は誰でも閲覧が可能でしたが、個人情報の保護や安全性の点で懸念がありました。そこで、この措置により、代表取締役の住所の表示を市区町村まで省略することが可能になります。ただし、①非公開とできるのは登記申請のタイミングに限られ、②今後、法人登記簿によって代表者の住所を証明することができなくなることから、金融機関からの融資や不動産取引の際に不都合が生じる可能性がある等注意が必要となります。